

加入していますか？

# 労働保険

11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働者を一人でも雇用していれば**労働保険に加入する**必要があります。

名古屋北労働基準監督署

**【労働保険とは】**  
労働保険とは雇用保険と  
を総称した言葉で、政府  
が管掌する強制保険制度  
です。  
**労働者を一人でも雇用  
していれば、加入手続き  
を行わなければなりません。**  
(農林水産の一部の  
事業は除きます)  
**【労災保険とは】**  
労働者の方が業務中や  
通勤途上に事故にあった

場合に、必要な保険給付  
を行い、被災された方や  
遺族の方の生活を保護し、  
併せて社会復帰を促進す  
る事業を行うための保険  
制度です。  
**【雇用保険とは】**  
労働者の方が失業した  
場合に、失業等給付を支  
給したり再就職を促進す  
る事業を行うための保険  
制度です。  
**【成立手続きを怠った場**

**合は**  
事業主が故意または重  
大な過失により、労働保  
険関係成立届(労働保険  
への加入届)を提出して  
いない期間中に労働災害  
が生じ、労災保険給付を  
行った場合、事業主から  
次の①②を徴収するこ  
とになります。(労災保  
険未手続事業主に対する  
費用徴収制度)  
①最大2年間遡った労  
働保険料及び追徴金(10  
%)  
②以下により、労災保  
険給付額の100%又は  
40%  
(1)労働保険の加入手続  
きについて労働局職員等  
から加入勧奨・指導を受  
けていた場合  
↓事業主が故意に手続  
きを行わなかったものと  
認定し、労災保険給付額  
の100%を事業主から  
徴収  
(2)(1)以外で、労働保険  
の適用事業となつてから  
(労働者を雇用してか  
ら)1年を経過していた  
場合

↓事業主が重大な過失  
により手続きを行わなかつたものと認定し、労災  
保険給付額の40%を事業  
主から徴収  
**【費用徴収の実施例】**  
A社では、いままで労  
災事故を発生させたこと  
がなく、また保険料の支  
払いが負担になることか  
ら、労働保険の成立手続  
きを行っていませんでし  
た。  
ところが、先般、従業  
員B(賃金日額1万円)  
が労災事故が原因で死亡  
し、遺族の方に対し労災  
保険から遺族補償一時金  
の支給が行われました。  
A社について、労災保  
険の成立手続を行うよう  
指導を受けた事実はない  
ものの、労働保険の適用  
事業となつた時から1年  
を経過してなお手続きを  
行わない場合には、「重  
大な過失」により手続き  
を行わないものと認定さ  
れ、保険給付額の40%の  
金額が徴収されること  
になります。

この場合の費用徴収の  
額はおおむね次のとおり  
となります。  
■遺族補償一時金の額  
1万円(労働者の賃金  
日額)×1000日分×  
40%≒4百万円  
事業主さんは、正社員、  
アルバイト、パートなど  
の労働者を一人でも雇つ  
たら労働保険の加入義務  
があります。  
労働保険の加入手続き  
には、  
①事業主さんが労働基  
準監督署に直接行う方法  
②労働保険事務組合に  
委託して代わりに行って  
もらう方法  
があります。  
労働保険は、労働災害  
等から大切な労働者・家  
族を守るだけでなく、会  
社(事業主)を守る保  
険でもあります。  
**労働者を一人でも雇つ  
たら、①労働基準監督署  
または②労働保険事務組  
合で加入手続きを行って  
ください。**

11月は

# 「労働保険適用促進強化期間」

愛知労働局 労働保険適用・事務組合課

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

忘れていませんか？ 加入義務



## 社長さん・一人親方さん（建設・運送業）も労災加入ができます

### ◎労災保険の特別加入制度

（社長さん・一人親方さん（建設・運送業）は本来、労災保険に加入できませんが、労働保険事務組合・建設・運送自営業者組合に労働保険の事務を委託して、そこで労災保険に特別加入すると、労働者と同じように労災保険の補償が受けられます。）

— お申し込み・お問い合わせは —

一般社団法人 **名北労働基準協会** ☎(052) **962-0421** まで  
(中小事業主) **労働保険事務組合**  
(一人親方) **建設自営業者組合・運送自営業者組合**

### 【アンケートにご協力をお願いします】

業種・事業規模により本誌にアンケートを同封しています。

当協会の労働保険事務組合における今後の事業運営に活用いたします。同封の事業場におかれましては、ぜひご協力をお願いいたします。

社会保険の事務手続きは当協会関係団体「**社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング**」にて承ります。

また、愛労コンの活動を支える社会保険労務士等の組織「**ホワイト企業推進社会保険労務士協議会**」では協力社労士を募集中です。

### 社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決、マイナンバー制度対応

社会保険労務士法人 **愛知労務管理コンサルティング**

〒461-0011 名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303号室  
TEL 052-961-0763 ・ FAX 052-228-0302  
E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

### ホワイト企業推進 社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています